



鳥取県公報

平成30年 6 月12日 (火)
号外第 6 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 公 告	星空保全地域の指定予定（環境立県推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	星空保全照明基準の設定予定（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

公 告

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第10条第1項の規定に基づき要請のあった区域について、星空保全地域として指定する予定であるので、同条第3項において準用する同条例第9条第3項の規定により公告し、当該星空保全地域の指定の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全地域の指定の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 星空保全地域の名称
日南町星空保全地域
- 2 星空保全地域に指定しようとする区域
日南町の区域の全部
- 3 星空保全地域の指定の案の縦覧場所
 - (1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）
 - (2) 鳥取県西部総合事務所地域振興局西部振興課（米子市糺町一丁目160）
 - (3) 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課（日野郡日野町根雨140-1）
 - (4) 日南町役場（日野郡日南町霞800）
 - (5) 日南町地域振興センター
 - ア 日野上地域振興センター（日野郡日南町矢戸1164-1）
 - イ 山上地域振興センター（日野郡日南町笠木304）
 - ウ 多里地域振興センター（日野郡日南町多里826）
 - エ 大宮地域振興センター（日野郡日南町印賀1516）
 - オ 阿毘縁地域振興センター（日野郡日南町阿毘縁1238-1）
 - カ 石見地域振興センター（日野郡日南町上石見723-1）
 - キ 福栄地域振興センター（日野郡日南町福塚974）
- 4 星空保全地域の指定の案の縦覧期間
平成30年6月12日から同月25日まで
- 5 意見書の提出場所
鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第1項の規定に基づき、星空保全照明基準を定める予定であるので、同条第5項の規定により公告し、当該星空保全照明基準の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該星空保全照明基準の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 星空保全照明基準が適用される星空保全地域の名称
日南町星空保全地域
- 2 星空保全照明基準の案の概要
屋外照明器具、建築物等を照射する照明器具及び広告物照明器具について、次のとおり基準を定める。
 - (1) 屋外照明器具
 - ア 照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。
 - イ その他照射の方向について基準を定める。
 - ウ ナイター照明器具の使用は、午後10時までとすること。

- (2) 建築物等を照射する照明器具
 - ア 必要最小限の箇所に設置して使用すること。
 - イ その他照射の方向及び輝度について基準を定める。
- (3) 広告物照明器具
 - ア 照射の方向について、広告物を外部から照射する場合における要件等を定める。
 - イ その他輝度について基準を定める。
- 3 星空保全地域の指定の案の縦覧場所
 - (1) 鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）
 - (2) 鳥取県西部総合事務所地域振興局西部振興課（米子市糺町一丁目160）
 - (3) 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課（日野郡日野町根雨140-1）
 - (4) 日南町役場（日野郡日南町霞800）
 - (5) 日南町地域振興センター
 - ア 日野上地域振興センター（日野郡日南町矢戸1164-1）
 - イ 山上地域振興センター（日野郡日南町笠木304）
 - ウ 多里地域振興センター（日野郡日南町多里826）
 - エ 大宮地域振興センター（日野郡日南町印賀1516）
 - オ 阿毘縁地域振興センター（日野郡日南町阿毘縁1238-1）
 - カ 石見地域振興センター（日野郡日南町上石見723-1）
 - キ 福栄地域振興センター（日野郡日南町福塚974）
- 4 星空保全照明基準の案の縦覧期間
平成30年6月12日から同月25日まで
- 5 意見書の提出場所
鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目220）